

六条小学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月1日

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。いじめをなくすには、「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」ことを児童が十分に理解することが大切です。

この基本方針は、本校におけるいじめ防止に係る基本的理念および責務を明らかにするとともに、いじめ防止および解決を図るための基本となる事項を定めることにより、児童が安心して生活し、学ぶことができる環境をつくるためのものです。

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- 本校は、一人ひとりが互いの人格の尊厳を大切にし、相互に尊重し合う社会を実現するため、児童が自分自身を大切にし、他者を思いやり、互いに助け合う「心の教育」と、そうした心に従い、勇気をもって行動できる人として育てることを重視します。
- 本校は、すべての児童が、「どんなことがあってもいじめを行わないこと」、「いじめを認識しながらこれを放置しないこと」、「いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、十分に理解できるように努めます。
- 本校は、児童が安心して生活し、学習その他の活動に心豊かに取り組むことができるよう、いじめをなくすことを目的に、市、市教育委員会、家庭、地域の関係者と連携して、いじめの防止等の対策に全力で取り組みます。

2 いじめの定義と判断

- 「いじめ」とは、当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものを指します。
- けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断します。

3 いじめの防止等のための具体的取組

(1) 「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てる教育

○一人ひとりを見つめる教育

職員全体ですべての児童の多面的な能力を引き出し、それを賞賛することにより、自分を大切にし、児童同士が互いのよいところを認め合う人間力を高めます。

○人権教育の推進

人権教育を計画的に進め、「みんな違ってみんないい」の視点で、自分だけでなく、他の人の大切さも認めることができる態度を育てます。

○縦割り活動の推進

縦割り活動等を通して児童の絆を強め、学級だけでなく異学年の子に対してもお互いに認め合い助け合う心を育てます。

○道徳教育の推進

年間指導計画に基づき、発達段階に応じた指導を計画的に行うことにより、思いやりの心や認め合い学びあう心、感謝の心を育てます。また積極的に道徳科授業の公開に努めます。

○幼小接続の推進

幼小接続を推進する中で、発達段階に応じて、幼児期から規範意識等の醸成に努めるとともに、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を促します。

(2) 学校評価の位置づけ

○いじめの防止等のための取組（環境づくり、マニュアルの実行、アンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る項目を学校評価に位置づけ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善に努めます。

○評価項目

【教職員】

- ・児童が自己肯定感を高め、自尊感情を育むように心がけている。
- ・学級通信等で、いじめ防止の取組みを児童や保護者に伝えている。
- ・児童や保護者が相談しやすい環境づくりに努めている。
- ・いじめを早期発見できるように、定期的にアンケートや面談を実施している。
- ・児童に不適切な言動があった場合、その場で注意・指導している。
- ・いじめの行為が疑われる場合、一人で抱え込まずに、速やかに学校の「いじめ対策委員会」に報告している。
- ・いじめに係る情報が学校の中で共有され、解消に向けて組織的に対処している。
- ・マニュアルや年間行動計画にしたがって適切に対応している。

【児童】

- ・いじめの行為を見聞きした場合、速やかに先生や保護者等に伝えることを心がけている。
- ・学校（先生）は、悩みや不安を相談しやすい。
- ・学校以外にも相談できるところがあることを知っている。
- ・アンケートや面談を通して、悩みや不安を先生に伝えている。

【保護者】

- ・学校は、子どもの気がかりなことを相談しやすい体制を整えている。
- ・学校は、自校の教育相談担当者を含め、複数の相談機関を紹介している。
- ・学校は、アンケートや面談を定期的実施する等、子どもの不安等を把握する取組みを行っている。

（3）いじめの未然防止

○授業改善

すべての児童にとって、分かりやすい授業のあり方について校内研究会を活性化します。グループ学習を学習場面に多く取り入れ、児童が相互に認め合いながら学べる教育に努めます。

○いじめの起さない学校・学級づくり

グループエンカウンターやソーシャルスキルトレーニングを積極的に取り入れ、児童が友だちとうまく関わり合うことができる体験を深めます。また、児童が安心して過ごせる「心の居場所づくり」を進めます。

○児童の主体的活動の充実

学級活動や児童会活動、縦割り活動等を活用して、児童の主体的な活動によるいじめ防止等の取組を推進します。

○開かれた学校

「開かれた学校」の観点に立ち、いじめへの対応方針や年間指導計画等、いじめ防止策に関する情報を積極的に公表し、保護者や地域住民等の理解や協力を求めます。

○特性を踏まえた適切な支援

以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童について、日常的に、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

- ・発達障害を含む、障害のある児童
- ・海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
- ・東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

○情報モラルに関する指導

「六条スマートルール」に基づき、インターネットや携帯電話、通信ゲーム機等の正しい利用についての呼びかけや意識付けを行い、保護者に対しても家庭でのルールづくり等の啓発を行います。

○校内研修の実施

研修会や事例検討会を開催し、いじめ問題について正しい理解を図り、教職員のカウンセリング能力や事案対処に関する資質能力向上をはかります。

(4) いじめの早期発見

○積極的ないじめの認知

児童の表情やしぐさをきめ細かく観察するとともに、わずかな変化に対してもいじめの兆候ではないかとの疑いを持ち、積極的にいじめを認知するよう努めます。

○アンケートの実施

定期的にいじめの実態調査や個人面談等を行い、いじめ等の問題の早期発見に努めます。

○教育相談体制の充実

学級担任による定期的な個別面談（ふれあい週間）を通して、学習や人間関係の悩み等を聞き取ると同時に、適切な助言と学級全体への働きかけにより好ましい人間関係の構築を図ります。また、スクールカウンセラーとの面談も設け、相談の窓口を増やして情報の収集に努めます。

○家庭や地域との連携

連絡帳や電話連絡、家庭訪問などを通して、日ごろから保護者との情報交換を密にするとともに、地域の住民や関係団体との連携を進めることにより、家庭や地域における児童の変化を見逃さず、いじめ等の早期発見に努めます。保護者会の折に子育て相談会を設け、家庭と協力していじめの根絶を目指します。

○児童理解の推進と情報の共有化

週2回、児童理解に関して全体で共有する場を設け、職員間の情報を密にするとともに、定期的に児童理解やカウンセリング能力向上のための研修を行い、全ての教員で全ての子を見守るという体制作りを進めます。

(5) いじめの事案対処

いじめの事実やいじめが疑われる行為を発見した場合は、その場でいじめを止めるとともに、いじめに関わる関係者に適切な指導や支援等を行わなければいけません。また、問題を決して一人で抱え込むことなく組織的に対応します。

○いじめが起きた場合の対応

①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めさせます。児童や保護者から訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。

②いじめを発見、報告を受けた場合は、教職員が一人で抱え込まず、速やかに学

級担任、生徒指導主事、教頭に報告し、「校内いじめ防止対策委員会」で情報を共有しながら組織で対応します。

- ③いじめの事実確認においては、被害児童、加害児童、周囲の児童や保護者などから詳しく情報を得て、正確に把握します。管理職の指示のもとに複数の教職員で連携し情報を共有します。
- ④被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導します。
- ⑤教職員全員が共通理解し、事実確認の結果を保護者に連絡するとともに協力を依頼します。場合によっては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、児童相談所などの関係機関との連携のもとで対応します。
- ⑥いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と連携して対処します。
- ⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求めます。

○いじめられた児童への支援

①児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図ります。
- ・「最後まで守ること」「秘密を守ること」を伝え、できる限り不安を除去します。事情によっては、複数の教職員で協力の下、見守りを行うなど、児童の安全を確保します。
- ・必ず解決できる希望が持てることを伝えます。
- ・「いじめられているあなたにも責任がある」という考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう配慮します。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得ます。
- ・児童の個人情報の取扱い等、プライバシーに留意します。
- ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめた児童を別室において指導するなど、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図ります。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行います。

②保護者に対して

- ・家庭訪問により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止めます。
- ・継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝えます。
- ・家庭での子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するように伝えます。

○いじめた児童への支援

①児童に対して

- ・いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ・必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの協力を得て、指導に当たります。
- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、子どもの背景にも目を向けて指導します。
- ・児童の個人情報取り扱い等、プライバシーに留意します。
- ・事実関係を聴取し、迅速に保護者に連絡します。
- ・心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させます。

②保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、事実関係を理解していただくよう努めます。また、いじめられた子どもや保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりより解決を図ろうとする思いを伝えます。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼します。
- ・子どもの変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え具体的に助言します。

○周りの児童への対応

- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、当事者だけの問題にとどめず、学級および、学校全体の問題として考え、いじめの傍観

者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促します。

- ・「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学校全体に示します。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定していることを理解させます。
- ・いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導します。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例をもとにいじめについて話し合い、自分たちの問題として意識させます。

(6) いじめの解消

○いじめの解消については、少なくとも次の二つの要件を満たしているか確認するとともに、必要に応じ、他の事情も勘案して判断します。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ②被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、面談等により確認する。

(7) いじめによる重大事態への対処

○いじめにより、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」や「相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い」があるときは、次の対処を行います。

- ・重大ないじめ事案は直ちに警察に相談・通報し、市教育委員会に速やかに報告します。
- ・学校が調査主体になる場合は、調査組織の設置、事実関係調査、関係保護者への情報提供、市教育委員会への調査結果の報告を速やかに行います。
- ・市が調査主体になる場合は、事実関係を明確にするための調査に協力します。

4 いじめの防止等のための組織

(1) いじめ対策委員会

いじめの防止等に関して指導の方策等を協議するため、次の機能を担う「校内いじめ対策委員会」を常設し、定期的を開催します。

① 構成員

校長（リーダー）、教頭、生徒指導主事、養護教諭（教育相談）、教務主任、担任、SC

② 機能

- ・いじめ問題の未然防止や対応の中核となる常設組織です。
- ・いじめの未然防止について、日ごろから指導の方策を協議、具体的な年間活

動計画を立てて、方針や対策を決定します。

- ・「思いやりや助け合いの心を持って行動できる」子どもを育てるための具体的な学校での活動を計画、実践します。
- ・いじめが起きない学校・学級づくりのための「心の居場所づくり」について協議します。
- ・児童間の「絆づくり」のための計画的な教育活動を実施します。
- ・気がかりな子ども等に関する児童理解を深める場を設定します。
- ・いじめ発見のためのチェックシステムの工夫および情報交換と連絡体制づくりを行います。
- ・教職員の計画的な校内研修のための資料収集と資料作成を行います。
- ・定期的なアンケートや、面談（ふれあい週間）を実施します。
- ・学級活動のための共通資料を作成します。
- ・いじめの疑いがある場合には、速やかに情報を共有し、いじめを認知した時は「いじめ対応サポート班」の立ち上げを指示します。
- ・学校評価に基づき、いじめ未然防止の具体的な取り組みや教育活動全般の見直しを行い、PDCA サイクルを生かし改善策をまとめ、適切に機能するよう改善を行います。

（２）いじめ対応サポート班

いじめが起きたとき、次の機能を担う「いじめ対応サポート班」を設置し、いじめの早期解決に向けた取組を行います。

① 構成員

教頭（リーダー）、生徒指導主事、担任、養護教諭（教育相談）、教務主任、SC

② 機能

- ・いじめ事案に対する対応策を立案します。
- ・個別面談による情報収集を行います。
- ・継続的な支援を行います。
- ・保護者や地域社会との連携をとります。
- ・対応が困難な場合には、外部専門家や関係機関（警察や児童相談所、地方法務局、医療機関、民生児童委員等）の協力を得ます。

（３）関係機関との連携

① 教育委員会との連携（リーダー：校長）

いじめが起きた場合には、状況に応じて、市教育委員会との早急な連携を図ります。

- ・いじめの状況について速やかに報告します。
- ・「いじめ対応サポート班」の設置を連絡します。

- ・今後の対応についての相談をします。
- ・状況に応じて、指導主事やスクールカウンセラー等の派遣を要請します。
- ・他の関係機関との連携の必要性について相談します。

②その他の関係機関との連携（リーダー：校長）

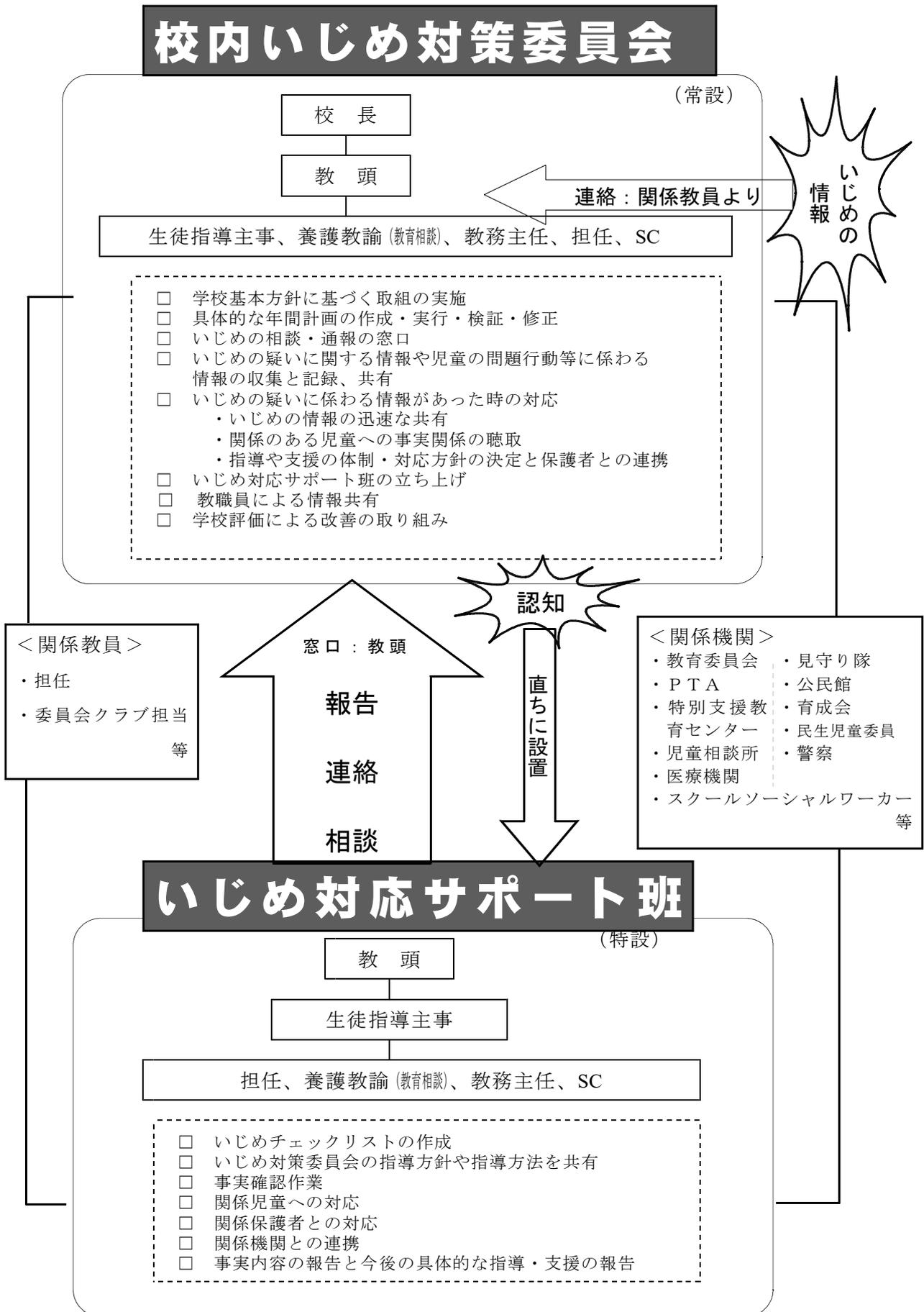
いじめがひどくなることが懸念され、対応が困難な場合には、速やかにPTAや警察、児童相談所、青少年育成団体等と連携します。

- ・対象の児童が精神的に極度に不安定な場合には、心療内科等の医療機関と連携します。
- ・家庭において問題が見られ、児童や保護者に支援が必要な場合には、児童相談所や愛護センター等と連携します。

（４）いじめ未然防止基本方針及び具体的取り組みの見直し

- ・学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校評価を基に見直します。（PDCAサイクルの実行）

(5) 組織図



いじめ発見のチェックポイント（学校での日常的な観察）

◆ 登校時から始業時まで

- 理由のはっきりしない遅刻、欠席が増える。
- 始業時間ぎりぎりの登校が目立つようになる。
- 表情がさえず、うつむきがちになる。
- 自分からあいさつしようとしなない。返事が小さくなる。

◆ 授業の開始時

- 忘れ物が多くなる。
- 用具・机・椅子等が散乱している。
- 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。
- 周囲がざわついている。
- 涙を流した気配がある。

◆ 授業中

- 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。
- 体の不調を訴え、保健室やトイレによく行く。
- 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。
- 指名されると他の児童がニヤニヤしたり、あざ笑ったり、しらけたりする。
- あだなで呼ばれるようになる。
- グループ分けで孤立しがちになる。
- その子を避けて通る。
- 何人かの視線が集中したり、目配せなどのやりとりがある。
- 配付したプリントなどが渡っていない。

◆ 休み時間

- 教室や図書室等で一人ポツンとしている。
- 日ごろ交際していない友達と行動することが多くなる。
- 用がないのに職員室や保健室で過ごすことが多い。
- 持ちものや掲示物にいたずらされている。
- 机に落書きがされている。
- 遊びの中で悪ふざけの対象になったり、からかわれたり、命令されたりしている。
- 廊下の物掛が散乱したり、ロッカーや下足箱へのいたずらが見られたりする。
- 視線をそらす。
- 特別教室へ入っている。

◆ 給食時

- 食べ物にいたずらされる。
- その子が触る物を嫌がる。
- 机をわざと離すなどグループに入っていない。
- 小食になる。

◆ 下校時

- グループに入らないで一人である。
- 下校が早い。あるいは、用がないのにいつまでも学校に残っている。
- その子の机の中の物が散乱している。
- 作品が壊されたり、隠されたりする。
- 玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
- いつも友達の前物を持たされている。

いじめ発見のチェックポイント（家庭での日常的な観察）

○家庭での話し合いのポイント

<話しやすい雰囲気づくり>

- 「食事をしながら」「テレビを見ながら」「一緒にお風呂に入りながら」「ドライブをしながら」「釣りをしながら」など、話をする「時」と「場」を工夫し、話しやすい雰囲気をつくりましょう。また、子どもの自尊心を理解し、兄弟姉妹がいないときに話すなどの配慮も大切です。

<話の聴き方>

- ありのままを受け止めましょう。「あなたにも悪いところがあるんじゃないの」と言ったり、頭ごなしに叱ったりすると、言えなくなるか、都合のいいことしか言わなくなりません。
- 同じ話の繰り返しであっても、子どもの気がすむまで話を聴きましょう。別のことを思い出すこともあります。
- 心を理解し、しっかりと寄り添いましょう。心の痛みは本人には分かりません。
- しつこく聞き出すのはやめましょう。質問攻めはかえって子どもを追い詰めることにもなります。
- 結論を急いではいけません。まずは、本人がどうしたいのかしっかりと聴き、考える時間を与えましょう。そして、一緒に考えましょう。
- 子どもは、親の反応を見て、その時の受け止め方で、もっと話すか、これ以上言わないか、を決める傾向があります。

○いじめを発見するポイント

<いじめられている子どものサイン>

◆ 日常生活の変化

- 何となく子どもの態度がおかしい。
- 沈みがちで、表情がさえない。
- おどおどして、何かにおびえている。
- 情緒不安定になり、いつもイライラしている。
- あいさつしても返事が返ってこない。
- 言葉遣いが荒くなる。
- 衣服が泥まみれになって帰ってくる。
- 身体にアザや引っかき傷がある。
- 食欲が落ち、眠れない日が続く。
- 登校を嫌がったり、登校時に体の不調を訴える
- 自分の部屋に閉じこもることが多い。
- ノート等に悩みを書き込んでいる。
- 自殺をほのめかす言葉を口にする。
- もう一度生まれ変わりたいとしきりに言う。

◆ 家族との関係の変化

- 家族に反抗的になり、よく八つ当たりする。
- 家族と口をきかなくなる。
- 弟や妹、ペットをいじめる。
- 今までにない甘え方をする。

◆ 友人関係の変化

- 友だちが遊びに来なくなる。
- 外へ出て遊ぼうとしない。
- 学校のことを話したがない。
- 学校をやめたい、と言う。
- 電話に出たがらない、メールを見たがらない。

◆ 持ち物の変化

- 持ち物がよくなる、壊される。
- 持ち物に落書きをされる。
- カッターナイフなどの刃物をポケットに入れている。
- 親に余分な金銭を要求したり、家から勝手に金品を持ち出す。
- 金遣いが荒くなる。

<いじめをしている子どものサイン>

- 友だちへの応対が命令口調になっている。
- 買い与えていないものを持っている。
- 与えた以上のお金を持っている。
- 金遣いが荒くなる。

5 いじめ対策の年間行動計画 第1期

※今年度はコロナウイルス感染症対策のため、状況により一部活動内容を変更する場合がある。

教員の動き 等		児童の活動・保護者、地域と関わり 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
4月	いじめ対策委員会 ・基本方針確認 ・年間計画策定 ↓ 職員会議 ・年間計画周知 ・教員の意識点検 ・共通理解 ↓ 学校だより「かけはし」 ・基本方針の公表	※4月の内容は、学校再開後に活動内容を見直して行う					
	児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする	相談ポストの設置(通年)					
	いじめ対応サポート班 ・対応策の確認 ・事案発生時の対応	いじめの自己チェック(いじめアンケートによる) 学校生活アンケート(児童) 学級開きエンカウンターや学級のルール作り 自主的に企画運営する活動(年間) ・係活動 ・委員会活動 ・クラブ活動 縦割り活動スタート					
5月	いじめ対策委員会 ・自己チェック表や担任からの報告を受け、状況を分析する	いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)					
	児童理解 ・終礼時に児童理解をして、情報共有をする	ふれあい週間(担任と児童の相談会) ・一人ずつ時間を設け、日頃困っていることや心の悩みを聞く					
	いじめ対応サポート班 ・対応策の確認 ・事案発生時の対応	※なかよしグループ 「おいものなえうえ」 勤労体験や連帯感づくり	道徳 楽しいクラスをつくるのはだれだろうか？	※田植え 勤労体験や連帯感づくり	※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・1年生をむかえる会 ・地区体育大会に向けて		
6月	いじめ対策委員会 ・自己チェック表や担任からの報告を受け、状況を分析する	いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)					
	情報共有 ・カウンセラーとの面談	悩みを抱える児童や保護者とスクールカウンセラーとの個人面談の実施					
	公開授業 ・「わかる授業」への取組	道徳 楽しいクラスをつくるのはだれだろうか？	道徳 学校を幸せな場所にするのは、だれだろうか？	道徳 いじめのない世界へ	道徳 「大切にしたい。相手も、自分も。」	※縦割り活動 ・ふれあいタイム	

第2期

	教員の動き 等	児童の活動・保護者、地域と関わり 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
7月	いじめ対策委員会 ・自己チェック表やふれあい週間の報告を受け、状況を分析する	いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)					
	児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする	夏休み中の過ごし方についての学級指導 (特にいじめ防止の観点からの)					
	公開授業 ・「わかる授業」への取組	保護者懇談会 ・家庭での児童の様子の確認 ・気がかりな情報の収集					
	保護者懇談会 ・情報や意見収集	※縦割り活動 ・ふれあいタイム					
	いじめ対応サポート班 ・対応策の確認						
8月	いじめ対策委員会 ・家庭訪問やその他の情報を受けて、状況を分析する ・今日的課題への対応検討 ↓ 職員会議 ・重点事項確認 ・教職員の校内研修	※家庭訪問や夏の学習会・全校登校日 ・児童の生活の様子の確認 ・気がかりな情報の収集					
	いじめ対応サポート班 ・対応策の確認 ・事案発生時の対応	今日的課題への対応、事案対処に関する教職員の資質能力を高める校内研修					
		※親子奉仕作業 ・親子のきずな作り					
9月	いじめ対策委員会 ・自己チェック表やアンケートの報告を受け、状況を分析する	いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)					
	児童理解 ・終礼時に児童理解をして、情報共有をする	学校生活アンケート(児童)					
	いじめ対応サポート班 ・対応の確認	※なかよしグループ 「おもいほり」 勤労体験や連帯感づくり	※お菓子作り 連帯感や協力する心の育成	※稲刈り 勤労体験や感謝する気持ちの育成	連体に向けての連帯感や達成感の体験		
		※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・マラソントime					

	教員の動き 等	児童の活動・保護者、地域と関わり 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
10月	<p>いじめ対策委員会 ・1学期の状況を総括し、中間まとめをする ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>公開授業 ・「分かる授業」への取組</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>秋休み中の過ごし方について学級指導 (特にいじめ防止の観点からの)</p> <p>ふれあい週間(担任と児童の相談会) ・一人ずつ時間を設け、日頃困っていることや心の悩みを聞く</p> <p>道徳 みんなはともだち</p> <p>道徳 ともだちのことをかんがえ</p> <p>宿泊学習 連帯感づくり</p> <p>修学旅行 連帯感づくり</p> <p>※なかよしグループ 「やきいもパーティー」 感謝の気持ちを育てる</p> <p>全校一斉 道徳 公開授業</p> <p>母校訪問 駅伝での応援や中学校との絆作り</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・マラソンタイム</p>					
11月	<p>いじめ対策委員会 ・自己チェック表やアンケートの報告を受け、状況を分析する</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>公開授業 ・「分かる授業」への取組</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>アンケート(児童)</p> <p>ふれあい週間(担任と児童の相談会) ・一人ずつ時間を設け、日頃困っていることや心の悩みを聞く</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・マラソン大会</p>					
12月	<p>いじめ対策委員会 ・自己チェック表やふれあい週間の報告を受け、状況を分析する</p> <p>保護者懇談会 ・情報や意見収集</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>公開授業 ・「分かる授業」への取組</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認 ・事案発生時の対応</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>人権週間の取組 ・人権を守る道徳授業の実施、人権メッセージの作成等</p> <p>保護者懇談会 ・家庭での児童の様子の確認 ・気がかりな情報の収集</p> <p>冬休み中の過ごし方についての学級指導 (特にいじめ防止の観点からの)</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・大なわタイム</p>					

第4期

	教員の動き 等	児童の活動・保護者、地域と関わり 等					
		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
1月	<p>いじめ対策委員会 ・自己チェック表や児童理解での報告を受け、状況を分析する ↓ 職員会議 ・重点事項確認</p> <p>学校評価検討会 ・学校評価からふりかえり、改善策を検討する</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>学校評価の実施 ・児童、保護者、職員に学校運営についての評価をしてもらう ・評価についてまとめ分析する ・学校たより、地域学校協議会などで公開し、改善の方向を探る ・いじめ未然防止、いじめ対策の取り組みを見直し、改善策をまとめる</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・大なわタイム</p>					
2月	<p>いじめ対策委員会 ・自己チェック表やアンケートの報告を受け、状況を分析する</p> <p>校内研究会のまとめ ・「分かる授業」への取組をまとめ、次年度へつなげる</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認 ・事案発生時の対応</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>ふれあい週間(担任と児童の相談会) ・一人ずつ時間を設け、日頃困っていることや心の悩みを聞く</p> <p>学校生活アンケート(児童)</p> <p>送る会に向けてのリーダー体験</p> <p>中学校オープンデーでの交流</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム ・なわとび大会 ・6年生を送る会</p>					
3月	<p>いじめ対策委員会 ・1年間の状況を総括し、次年度への計画を立てる ↓ 職員会議 ・課題確認 ・計画確認</p> <p>児童理解 ・終礼時に児童理解を行い、情報共有をする</p> <p>いじめ対応サポート班 ・対応の確認 ・事案発生時の対応</p>	<p>いじめの自己チェック(いじめアンケートによる)</p> <p>1年間の振り返り・春休み中の過ごし方について学級指導 互いの成長を伝え合い、自己肯定感を高める (特にいじめ防止の観点からの)</p> <p>※なかよしグループ「2年生ありがとう会」 感謝の気持ちとリーダー性を育てる</p> <p>生活あしたへジャンプ</p> <p>卒業に向けてのリーダー体験</p> <p>卒業に向けての連帯感づくり</p> <p>※縦割り活動 ・ふれあいタイム</p>					